

4. 単位修得認定

(1)単位修得認定は、試験またはこれに相当する成績結果により認定する。

①本学学生が他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは外国の短期大学において履修した授業科目について修得した単位中、本学の科目と同一と判断されるものについては、審議のうえ、本学の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位修得認定することがある。

②本学に入学する前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは外国の短期大学において履修した授業科目について修得した単位中、本学の科目と同一と判断されるものについては、審議のうえ、本学入学後に本学の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位修得認定することがある。

③転学部した場合は、転学部前の学部において修得した単位中、転学部後の学部の科目と同一と判断されるものについては、審議のうえ単位修得認定することがある。

④次の資格を取得している者(認定基準を満たす者)には、申請に基づき、審議のうえ、関連科目の単位を認定する。ただし、履修中または修得済みの単位は認定しない。複数の関連科目のうち、一部の科目が履修中または単位修得済みの場合は、その他の科目について単位を認定する。

⑤上記①②④によって、単位修得認定することが出来る単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合計して60単位を超えないものとする。

この申請は指定された期間（行事予定表参照）に行わなければならない。

認定科目

区分	認定科目	単位	認定基準	経済	経営	法	教保	管栄
語学	<u>コア語科目</u>	2	ハングル能力検定4級以上	○	○	○	—	—
専門	<u>資格・検定講座Ⅰ</u>	2	該当の資格 ※	—	—	○	—	—
	<u>資格・検定講座Ⅱ</u>	2	該当の資格 ※	—	—	○	—	—
	<u>資格・検定講座Ⅲ</u>	2	該当の資格 ※	—	—	○	—	—
	<u>資格・検定講座Ⅳ</u>	2	該当の資格 ※	—	—	○	—	—

上記資格以外であっても教授会で同等と認めたものについては単位を認定する場合がある (経営)。

※ 宅建対策の場合は、宅地建物取引資格試験合格